

令和6年度匝瑳市立豊和小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめ防止等のための対策における基本的な考え方

- いじめ問題に対しては、全職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、責任をもって正確な状況把握と説明を行うものとする。
- 学校の内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。
- いじめを行わないように、いじめを放置しないようするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようにする。
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、県、市、学校、地域、家庭、その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③法令遵守を徹底し、人権意識を高くもつ。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 組織の役割

- ①いじめ防止基本方針に基づく未然防止・早期発見の取り組みについて、計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②いじめの相談、通報の役割。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係わる情報の収集と記録を共有する。
- ④緊急会議における迅速な情報収集と共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施。
- ⑤いじめ対応力強化と組織的対応力の向上を目的とした校内研修の実施。

(2) 学校内の組織

① 「職員会議における生徒指導についての話し合い」

毎月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。

② 「生徒指導委員会」

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭で組織する。

いじめ防止基本方針の内容検討、いじめアンケートの結果考察を行う。

③ 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、生徒指導委員会のメンバーに加え、必要に応じて、PTA会長、青少年相談員、関係機関や専門家によるいじめ防止対策委員会を設置し、委員会を開催する。

④ 「学校支援委員会」(学校支援委員の集まりで、構成員は以下の通り)

校長、教頭、区長会長、市議会議員、PTA会長、地域教育関係者(元小学校校長)、青少年相談員会長で組織する。

学校経営の方針や経営状況などについて情報交換を行い、具体的な地域との連携方法を検討し決定する。

(年2回の定期会議のほか、校長の求めに応じていじめ対策についても隨時話し合う場となっている。)

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① いじめ問題の重要性について認識を深められるよう、児童だけではなく、学校、地域、家庭が一体となる啓発的な取組を進める。

② 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動、過度な勝利至上主義に職員全体が敏感になり、気付いたことは互いに伝えていく。

③ 学校全体で暴力や暴言を許さない姿勢を明確にして学級経営を行う。

④ 学級活動や道徳の時間に「いじめ」と「命の大切さ」についての授業を行う。また、「いのちを大切にするキャンペーン」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」に全校で取り組む。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめの防止について、道徳をはじめとして各教科等で情報モラル教育を行う。

⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに取り組む。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる行事や学習活動等

「健康な心や体つくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面の設定
- ・児童が主体的に取り組める学習活動の工夫。
- ・集中して授業を受けることができるための規律の指導。
- ・授業を担当するすべての教員が年1回以上、互いの授業を参観し合い、わかる授業づくりに取り組む体制。
- ・わくわく活動での異学年交流の充実。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実。
- ・児童会を中心とした、児童主体のいじめ防止に資する活動の支援。

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①「いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていく。

②気になる行為があった場合は、打ち合わせの際（2回／週）に全職員で情報を共有し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える。気になる児童がいる場合にも、同様に職員間で情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたらすとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活に関するアンケート（いじめアンケート）」を毎月1度行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。教育相談を年2回（6月と11月）実施する。

⑤保健室前に「こころのポスト」を設置し、悩みの相談や担任以外の教員、S Cとも話ができるようにする。

⑥外部の相談機関（八日市場一中スクールカウンセラー、親と子のサポートセンター、北総地区少年センター、北総教育事務所分室相談ダイヤル等）を周知する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童達にもいじめているのと同様であることを指導する。

④学校内だけでなく必要に応じて関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を図りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭訪問や電話連絡などで、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して、学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの窓口の利用も検討する。
- ③いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を学級懇談会や家庭訪問等で保護者に示し、速やかに学校に相談していただくよう啓発活動を行う。
- ④学校のいじめに対する取組の実施状況についての学校評価の項目を設け、評価の結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、いじめ防止のための取組の改善を図る。

5 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口

- アンケートの実施、相談箱（こころのポスト）の設置。
相談箱は教頭または養護教諭のどちらかが毎日確認する。
- 担任はもとより、養護教諭、誰でも話しやすい教職員に伝えて良い。
- スクールカウンセラーへの活用相談の申し込み方法を伝達する。

(2) 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- いじめ相談室、電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭に周知する。

・ 24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
・ 子どもの人権110番	0120-007-110 (平日 8:30~17:15 祝日は除く)
・ 子どもと親のサポートセンター	0120-415-446 (24時間対応)
・ 千葉いのちの電話	043-227-3900 (24時間対応)

(3) 匿名による訴えへの対応

- 解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、秘密を厳守することを周知し、理解させる。

(4) 児童からの情報提供

- いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことを「いじめゼロ宣言」を活用し指導する。
「話す勇気」についても具体的に説明することで、児童からの情報を得られる環境を作る。

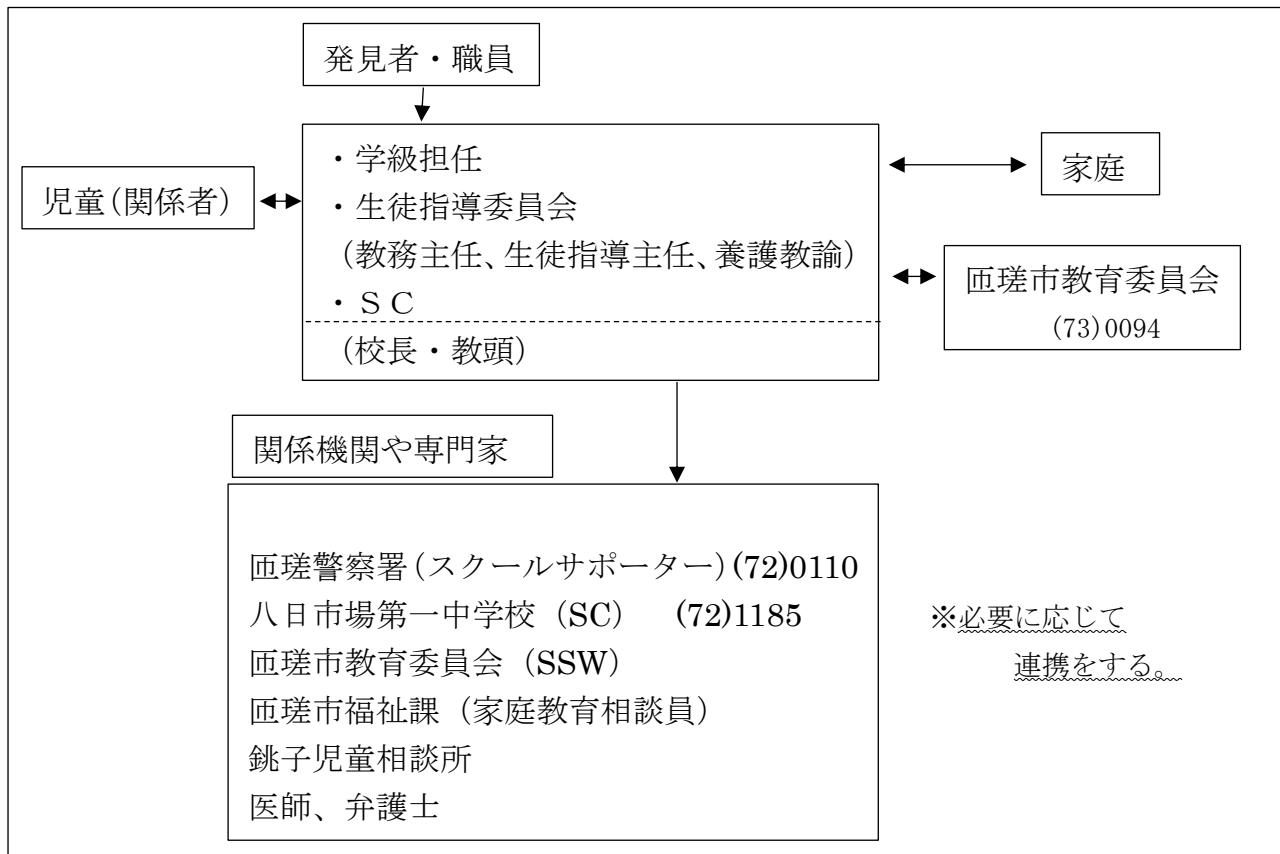
(5) 保護者や地域等からの情報提供

- いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者、地域に周知し、情報提供に協力を求める。
- いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

6 いじめを認知した場合の対応について

いじめの兆候を認知した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をするとともにいじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守っていく。

(1) 構成図



(2) いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- 全職員で常に児童の動向等に注意を払う。いじめではないかという視点をもつ。
- 噂を聞いたり、相談を受けたりした職員は、担任に報告をする。
- 担任は、生徒指導主任、教務主任、教頭、校長に状況の説明をする。

正確な実態把握

- 担任を中心に当事者双方、周りの児童から聞き取りを行い記録する。
- 聞き取った情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握するよう留意する。

指導体制、対応の方針決定

- 校長は、「生徒指導委員会」を開き、いじめ認知の有無について協議する。また、重大事態に該当する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、同時に校長が匝瑳市教育委員会に報告をする。
- いじめを認知した場合、教頭が必要に応じて関係機関や専門家に協力を依頼し、「いじめ防止対策委員会」を開く。また、校長が匝瑳市教育委員会に報告をする。
- 認知の有無に係わらず、今後の被害児童への対応、加害児童への指導内容及び、保護者への連絡・連携について協議し、いつ、だれが、だれに、どこでどう指導するか決定し、記録を取る。

子どもへの指導・支援

「生徒指導委員会」及び「いじめ防止対策委員会」で決まった指導方針を基に適切な指導を行う。

保護者への連絡

- 被害側の保護者、加害側の保護者の順に対応する。
- 家庭訪問や面談など直接会って事実報告と具体的な今後の対策について説明をする。
- 協力を求め、今後の連携方法を話し合う。

今後の対応について

- 継続的に指導や支援を行う。
- 被害児童、加害児童ともに必要に応じてカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(3) 保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた児童を、学校として徹底的に守り、支援していくことを伝え、対応の具体的な方針を示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報を求める。
- ・いじめの全貌が分かるまで、保護者間の連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え理解と協力を得る。

②いじめを行った児童等の保護者との連携

- ・加害児童への聴き取り後、家庭訪問等を行い、事実を正確に伝える。
- ・いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・学校は、よりよく成長させたいと考えていることをはっきりと伝える。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・事実を認めなかつたり、首謀者ではない等としたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

7 指導について

(1) いじめを受けている児童への対応

①基本的な姿勢

- ・いかなる理由があつても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。
- ・子どもの表面的な変化から解決だと判断せず、支援を継続する。

②事実の確認

- ・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

③支援

- ・時間や場を確保し、じっくりと取り組む態勢を整え、安心感を与える。
- ・学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

- ・自己肯定感の喪失を止めるよう、児童の良さや優れているところを認める。
- ・いじめを行う児童との今後の付き合い方等、行動の方法を具体的に指導する。
- ・安易に解決したと判断せず、経過を見守ることを伝える。
- ・スクールカウンセラーや相談機関等を紹介するとともに、連絡方法を伝える。
- ・被害児童の実態に応じて、安心して登校するための措置(別室登校等)を視野に入れて改善策を検討する。

(2) いじめを行った児童への対応

① 基本的な姿勢

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しても毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうするべきなのかを内省させる。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えることがないようにする等、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
- ・適切な事実確認を行い、保護者へ連絡をし、協力を求めると共に保護者への支援を行う。

② 事実の確認

- ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・うそやごまかしのない事実確認を行う。

③ 指導

- ・いじめの非人間関係やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った心情やグループ内等での立場を振り返らせる等しながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人の満たされない気持ち等をじっくり聴く。
- ・場合によっては、いじめを行った児童に対し、警察等関係機関の協力を求め、より良い対応を検討する。

(3) 傍観していた児童への対応

① 基本的な姿勢

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教員が児童と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。

② 事実の確認

- ・いじめの事実を告げることは「チクリ」等ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- ・いじめを告げた児童も徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

③ 指導

- ・周囲で傍観していた児童もいじめ問題の関係者である事実を受け止めさせる。
- ・いじめを受けた児童は、傍観していた児童の態度をどう感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したら良いかを考えさせる。
- ・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準（法28条）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認め

るとき。

- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安にする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 発生した場合の連絡体制、初動の対応

- ①学校内及び教育委員会への報告

 - ・「6 いじめを認知した場合の対応について」を参考とする。
 - ・順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

連絡先電話番号 匠瑳市教育委員会 0479-73-0094

- ②必要に応じて警察等関係機関に通報する。
 - ③「いじめ対策委員会」を開く。
 - ・情報を共有、指導・支援方針を協議する。
 - ④「いじめ防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）に準じて調査を行う。
 - ⑤関係機関や専門家と連携をする。
 - ⑥被害児童保護者への調査報告及び説明をする。

9 公表、点検、評価等について

(1) ホームページでの公表

学校いじめ防止基本方針をホームページ上で公開する。

(2) 年度末の評価と公表

学校評価に「いじめに対する学校の取り組み」の項目を加え、年度末に評価・公表を行う。

(3) 年度ごとにいじめに関する取り組みの評価及び次年度の対応の在り方を検討する。

年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、所属職員で評価する。

(4) 学校いじめ防止基本方針の見直しについて

PDCAサイクルの考え方従い、年に1度、方針の見直しを検討する場を設ける。

10 いじめの解消について（以下の状態をいじめの「解消」と判断する）

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月以上)
(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(本人及びその保護者に対し、面談等により確認する)

平成26年2月26日 策定

以後年度末に見直しと修正を継続

▲前年度（令和5年度）のところ報告に記述

★前半度（下相3半度）のV・じめ報告にて
いじめ起事件数：2件

- ・いじめ認知件数 2件 (解消)